

## 会員および協議会規約

### (会員)

第1条 当法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とは別に会員を置く。会員は次の2種とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同し入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人および団体

### (入会)

第2条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書を提出するものとする。その申込書が当法人に到達した時に、その者は当法人の会員となる。

2 家族のうち1名が会員となることで、その配偶者・両親・子女、また会員と同一世帯の兄弟姉妹までがサービスを受ける権利を有する(ただし、会員名義での申し込みに限る)。

### (入会金及び会費)

第3条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第4条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

### (除名)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に社員総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第6条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)正当な理由なく継続して6か月以上会費を滞納したとき。
- (2)当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)すべての社員が同意したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 7 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員の資格を喪失した者が既に納入した会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

(協議会)

第 8 条 当法人は、理事、社員、顧問、監事、会計監査人、一般会員、その他理事会が特に必要と定めた個人および団体（以下、「構成員」という）からなる協議会を置く。

(役割)

第 9 条 協議会は、当法人の企画及び運営について構成員による自由闊達な意見を交換し、当法人の活動を通じて地域医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(開催地)

第 10 条 協議会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 11 条 協議会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 協議会の招集通知は、会日より 1 ヶ月までに各構成員に対して発する。

平成 27 年 3 月 2 日